

大和市広告付き地図・庁舎案内板設置運営業務仕様書

1 件名

大和市広告付き地図・庁舎案内板設置運営業務

2 業務内容

- (1) 受託者は、大和市内地図案内、庁舎案内、モニター等を作成・設置し、民間企業等の広告主を募集し、広告の作成・掲載・管理を行う。
- (2) 受託者は、機器及びその設置・撤去、地図・庁舎案内・広告コンテンツの作成・更新、維持管理等事業の運営に関わる一切の費用を負担する。
- (3) 事業満了時には、受託者が設置した機器すべてを撤去し、設備等の原状回復すること。ただし、契約を更新した場合、又は異なる受託者が設備等を引き継ぎ、当該設備を継続使用することが確実な場合等で、受託者と市との協議により市の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 設置場所

大和市役所本庁舎内 1階

※別紙「市役所庁舎平面図」で指定する位置を設置場所とする。

4 業務期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

5 設備仕様

(1) 本体

- ① H2, 100mm×W3, 700mm×D150mm程度としキャスター式とする。
- ② 亜鉛メッキ鋼板製でメタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
- ③ バックライトを使用する場合、LEDもしくは同程度に省エネに配慮したものをを使用すること。
- ④ 本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。
- ⑤ 庁舎施設に負担の少ない方法で、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講ずること。

(2) 大和市内地図案内

- ① 大和内全域を表示する地図を配置すること（市役所周辺地図を配置することも可能とする。）。

- ② 地図には、公共施設や災害時の避難場所等、大和市が指定する情報を分かりやすく表示すること。
 - ③ 地図内の施設情報にはピクトグラムを取り入れた、ユニバーサルデザイン及び色覚障がい者に配慮した配色等でのバリアフリーデザインを採用すること。
 - ④ 国土交通省の監修による「バリアフリー整備ガイドライン」に沿ってデザインすること。
 - ⑤ 地図は、インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいはそれと同程度の視認性及び表現力を発揮するようにすること。
それをLEDバックライトで電照すること。
 - ⑥ 地図掲載内容は事前に十分協議した上で決定するものとし、大和市の要望を反映できるように、地図の自社制作もしくはそれに準じる体制を整えておくこと。
 - ⑦ 地図掲載内容については、年1回必ず更新・貼り替えを行うこととし、その他、現状と相当の乖離がある場合、随時の情報更新を行うこと。
- (3) 庁舎案内（2種）
- ① 庁舎案内は、地図と同じ仕様のLEDバックライト案内板及びタッチモニターを設置すること。
 - ② 市からの情報提供により分かりやすく表示すること
 - ③ 庁舎案内タッチモニターは5か国（日本語、英語、中国語（簡体）、スペイン語、ベトナム語）の言語選択によってフロア案内ができること。
 - ④ 毎年、変更・修正を行う。
- (4) ラック
- ① 本体の下部にて、大和市が市民向けパンフレット等を展示できるようにラックを設置すること。
 - ② 大きさはA4サイズとし、出し入れが容易であること、パンフレット等が風で飛ばされないようにすること。

6 広告

- (1) 広告は地図案内板と広告モニターにて表示できる。
- (2) 広告枠部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示すること。

- (3) 地図広告枠の広告主が、地図上でどこに位置するのかが分かるように座標番号等に表示しておくこと。
- (4) 本体 に収まる大きさを作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。
- (5) 広告主の選定及び広告内容について、「大和市広告掲載に関する規則」及び「大和市広告掲載に関する基準」のほか、関連法令を遵守することとし、行政広報の公共性、品位及び信頼性を損なうことのないものとする。
- (6) 内容審査を行うための期間を考慮し、大和市がその都度定める期間までに広告物（出力見本）を提出すること。
- (7) 広告は、受託者の責任において掲出し、事前に協議した上で、来庁者及び業務に影響のない時間帯に作業を行うこと。
- (8) 広告枠が全体の50パーセント未満にすること。

7 設置その他

- (1) 周囲と調和のとれた色合い等にする。
- (2) 設備の状態を良好に保つこと。
- (3) 破損、汚損などによる公共施設等の再生及び広告主の変更等についてのメンテナンスはその都度行うこと。
- (4) 電気を使用する場合、電源の入切は指定する曜日、時間での自動制御を行うこと。市からの要望により閉庁日でも手動や遠隔対応を可能とすること。また、電気料金については取扱事業者の負担とする。
- (5) 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。
- (6) 音声の発生する機材の設置は認めない。

8 貸付料の支払いについて

大和市の発行する納入通知書により、大和市が指定する期日までに貸付料を支払うこと。

9 その他

- (1) 受託者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (2) 広告物（出力見本）の提出後、大和市において内容審査を行い、結果

を通知する。このとき、大和市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、受託者は、速やかに対応しなければならない。

- (3) 広告物の内容等に疑義が生じた場合には、大和市と十分に協議を行うものとする。
- (4) 大和市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったときその他広告を掲載することが適当でないと認める事由が生じた時は、広告掲載の中止を指示する。この場合において、大和市は、市に納入すべき貸付料の減額を行わず、広告主又は取扱事業者に対して賠償の責任を負わない。
- (5) 事業満了後、又は何らかの理由により事業期間途中での事業継続が困難になった場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該設備を撤去又は原状回復を行わないときは、市は受託者に代わって当該物件の処分及び原状回復を行うことができるものとする。受託者は、市の処分及び処分方法について異議を申し出ることができず、また処分及び原状回復に要した費用を負担しなければならないものとする。
- (6) この仕様書に明記されていない事項については、大和市と協議のうえ決定すること。